

第4部 5年間の取組の具体的内容

重点目標1 次世代を担う人材を育てる教育の推進

基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

施策の取組

実践目標1 就学前教育・保育内容の充実

① 生涯にわたる人格の形成

様々な遊びや経験を通して、基本的な生活習慣や非認知能力※、「生きる力」の基礎を一体的に育むことができるよう、乳幼児期にふさわしい環境（人的・物的）を整備します。

※ 非認知能力

学力やIQテストのように数値で測ることが難しい、意欲や協調性、自制心、やり抜く力、自己肯定感といった人間が社会で生きていく上で不可欠なスキルの総称。

② 保育士・幼稚園教諭の資質・能力向上

職員の資質・能力向上のための研修を計画的に実施するとともに、教育・保育内容の充実に向け、各園所内で教育・保育の課題等への共通理解や協同性を高めるなど、組織的な取組を行います。また、公立・私立施設が合同で研修を受講できる機会を増やし、市全体の教育・保育の質の向上を図ります。

③ 感染症予防に配慮した保育の実施

乳幼児の安全確保を第一に考え、正しい知識を持って感染予防に努めるとともに、感染症の発生状況に合わせて柔軟に保育内容や行事を見直していきます。また、家庭の協力も得ることができるよう、感染症の発生状況や、感染症に関する正しい知識・予防法等の情報を保護者と共有します。

④ 子育て支援体制の充実

地域における子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や育児相談を行うことで、保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境づくりにつながる取組を推進します。

また、保育料軽減や給食費の一部支援等により、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
幼児教育・保育研修の実施回数	回	89	89	90
公立・私立就学前教育・保育施設合同研修の実施回数	回	2	2	5
子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	%	—	96.7	100

実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の確保

① 待機児童の解消

4月1日時点の待機児童数は、令和5年度、令和6年度は0人でしたが、令和7年度には6人となりました。保育人材の確保、預かり保育の拡充、既存施設の有効活用により、民間事業者とも連携しながら、利用希望に応じた保育の提供体制を確保し、待機児童の解消を図ります。

② 3歳児保育の拡充

10園ある公立幼稚園のうち、3園で実施している3歳児保育を継続するとともに、保育ニーズを踏まえながら、他園での拡充について検討を進めます。

③ 預かり保育の充実

幼稚園教育要領の「預かり保育に係る留意事項」を踏まえて作成した「預かり保育カリキュラム」に則り、質の高い預かり保育の提供に努めるとともに、多様化する保護者ニーズへの対応を行います。

④ 保育人材の確保

「保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス」を実施し、有資格者や、将来、保育所・幼稚園で働きたいと考えている学生等に「幼児教育・保育の魅力」「赤穂市で教育・保育の職に就くことの魅力」をアピールし、保育人材の確保に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
保育所待機児童の人数(4月1日現在)	人	8	0	0
保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス参加人数	人	13	30	30

実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備

① 設備、教材等の充実

遊具などを計画的に整備、維持補修、更新するとともに、熱中症対策や感染症対策に必要な設備を整備し、安全な保育環境の整備を進めます。

また、発達段階に応じた絵本や図書を計画的に購入し、図書の充実に努めます。

② 施設の老朽化・耐震化対策の推進

子どもたちの安全を最優先に考え、幼稚園の耐震化については文部科学省の基準に基づき100%達成しています。一方、一部の園舎及び保育所については、施設の老朽化を考慮し、建て替えによって耐震性を確保する方針です。将来的な大規模地震に備え、地域ごとの就学前教育・保育施設の配置やニーズの動向を踏まえ、幼保一体化も視野に入れながら、子どもたちを守るための施設整備を検討していきます。

実践目標 4 幼保一体化の推進

① 幼保一体化の推進

幼稚園における預かり保育・3歳児保育の実施、保育所における幼児教育施設としての機能強化など、幼保一体となって多様化・増大する教育・保育ニーズに対応してきましたが、平成30年度以降、待機児童が発生し、その他にも施設の老朽化、少子化の進行、保育人材確保などの諸課題が生じています。

これらの諸課題に対応するため、本市の実情に応じた「認定こども園」の導入及び就学前教育・保育施設のあり方について検討を進めます。

② 幼保の人事交流

幼保一体化を更に推進するため、保育所と幼稚園の人事交流を行います。

保育所保育指針[※]と幼稚園教育要領[※]が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が共通して示されるなど整合性が図られました。更に保幼小の接続も重要になってきています。これまで保育所・幼稚園がそれぞれ積み重ねてきた専門的な知識や技術・経験を集積し、将来を見据えたより質の高い幼児教育・保育を提供することを目指します。

※ 保育所保育指針

保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について厚生労働省が示したもの。

※ 幼稚園教育要領

幼稚園が従うべき幼稚園教育の基本や保育内容に関する基準について、文部科学省が示したもの。



赤穂幼稚園「小動物とのふれあい」

実践目標5 「確かな学力^{*}」、「豊かなこころ」を育む教育の推進

① 「わかる授業」「楽しい授業」の創造

「児童生徒とともに創る授業」「児童生徒のわかりたいという願いに応える授業」を常に念頭におきます。児童生徒の学びを中心にした教材研究や指導方法の工夫改善に取り組み、「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」を味わわせる授業を創造することにより、児童生徒一人一人の学習意欲を喚起し、確かな学力^{*}の向上を図ります。

※ 確かな学力：P15の注釈参照

② 授業改善と個に応じた学習の充実

学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。また、児童生徒一人一人の能力や適性等に応じて、児童生徒の意欲を高め、やりたいことを深められる学びを保障する「個別最適化された学び」の実現に向けた取組を進めます。

③ 教職員としての資質と実践的指導力の向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性を涵養するため、計画的に研修を実施し、専門性と実践的指導力の向上を図ります。

④ 教職員の勤務時間の適正化と心身の健康づくり

業務内容の見直しや校務の情報化・共有化を進め、効率的な学校運営を通して、勤務時間の適正化を図ります。教職員の心身の健康保持・増進を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間をより多く確保し、こころの通い合う教育を実現します。

⑤ 保幼小連携教育の推進

5歳児から小学校1年生までの「架け橋期」の教育の充実を図るため、保幼小の保育士・教諭が「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共通の手がかりに、合同研修や相互参観を通じて、子どもの学びを共有していきます。

本市では、各小学校区内に公立幼稚園が設置され、校区内での小学校と幼稚園の情報共有が円滑に図られていますが、公立幼稚園以外に在籍している5歳児についても、関係機関での情報共有を行い、子どもたちが学びの段差を感じることなく、自信を持って小学校生活を始められるような体制整備を図ります。

⑥ 小中連携教育の推進

学習指導要領の改訂により新設された小学校「外国語科」や、特別活動を要としたキャリア教育^{*}の充実など、小学校での学びが中学校へ円滑に引き継がれるよう取組を推進します。あわせて、小中学校教員による授業研究に関する交流を充実させ、児童生徒一人一人の豊かな学びへとつなげるための効果的な方法を継続して研究します。

※ キャリア教育

社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと。

⑦ ふるさと意識を醸成する教育の推進

カリキュラム・マネジメント※を進め、各教科における地域に関する調べ学習等を通じて、郷土の歴史・自然・環境等に関する学習を推進します。また、児童生徒が地域社会とつながる機会や活動について研究を進め、「地域とともにある学校づくり」の実現を図ります。

※ カリキュラム・マネジメント：P 9の注釈参照

⑧ 赤穂義士を語れる児童生徒の育成

赤穂義士に関する学習時間を確保し、郷土と日本の文化や歴史に関する理解を深めます。また、子ども赤穂義士検定※を継続実施し、赤穂義士に関する知識の定着を図ります。

※ 子ども赤穂義士検定

各学校における義士教育を通して赤穂義士への知識・理解を深めるとともに、興味・関心を高め、ふるさと赤穂に対して愛着と誇りを持つ児童の育成を目指して、小学校6年生を対象に実施している検定のこと。

⑨ 国際理解教育の推進

我が国の文化と歴史を知るとともに、異文化を理解・尊重し、相互理解の態度を育む教育を推進します。各教科の学習を通して、自己の文化への理解を深めつつ、他者と共に生きる資質やコミュニケーション力を育みます。

⑩ 国際感覚豊かな子どもの育成（外国語教育の充実）

小学校外国語の教科化（5・6年生）や外国語活動（3・4年生）の導入に伴い、小中学校における外国語教育の接続充実を図ります。あわせて、小学校における専科教員の配置や外国語指導助手（ALT）の活用に加え、タブレット端末を効果的に組み合わせることで、外国語によるコミュニケーション能力の向上や、外国の言語・歴史・文化・伝統などを一体的に学ぶ取組を推進します。

⑪ 情報発信技術の活用

児童生徒については、端末操作の技能向上に加え、情報モラルに関する知識を深め、日常生活での応用・実践を図ります。教職員については、「ひょうごGIGAワークブック」等を授業や研修の教材として活用し、児童生徒への適切な情報モラルの指導に努めます。

⑫ プログラミング教育※の充実

プログラミングを体験的に学ぶことで、論理的思考力・課題解決能力・表現力等の定着を図ります。あわせて、身近な生活におけるプログラミングの活用を理解し、よりよい生活や社会の実現に生かそうとする態度を育てます。

※ プログラミング教育：P15の注釈参照

⑬ 体験教育の充実

小学校での環境体験（3年生）・自然学校（5年生）、中学校でのトライやるウィーク（2年生）に加えて、カリキュラム・マネジメント※による各学校の特色に応じた体験教育を推進し、試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方について学ぶ機会を積極的に設けます。

※ カリキュラム・マネジメント：P9の注釈参照

⑭ 防災教育の充実

地震・津波・気象災害等の地域実態に応じた避難訓練や平時からの備えに関する学習を推進するとともに、児童生徒が「自助・公助・共助」の精神をもって命を守る行動がとれるよう、防災教育の充実を図ります。

⑮ 人権教育の充実

様々な人権課題を自分事として捉え、その解決に向けた具体的な行動につなげるため、教育実践研究大会や人権教育実践研究会を継続して開催し、人権を尊重する精神の涵養を図ります。また、各学校においては、全ての領域・教科等に人権教育の視点を取り入れ、教育活動全体を通じて人権意識の高揚をめざします。

⑯ 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」を中心に道徳教育を推進し、いじめ問題等への対応を充実させるとともに、発達段階を踏まえた体系的な指導を展開します。さらに、各学校において道徳教育推進教師を中心に年間カリキュラムの見直しや、授業力向上の研究を進め、児童生徒の道徳的実践力の育成を図ります。

⑰ 感染症対策を講じた上での学びの保障

新型コロナウイルスをはじめ様々な感染症の対策に配慮した環境整備や教育活動を行います。また、感染症発生時には関係機関と迅速に連携し、適切に対応することで、児童生徒の健やかな学びを保障します。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
明日も学校に行きたいと思える児童生徒の割合	%	—	85.5	90.0
小中学校教員相互の交流授業の実施回数	回	45	45	45
地域や社会に貢献したいと考える児童生徒の割合	%	—	82.4	90.0
子ども赤穂義士検定の合格率	%	97.7	99.0	100

実践目標6 「すこやかな体」の育成

① 「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進

子どもの生活習慣についてアンケート等で実態を把握し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を通じて心身の健全な成長を促す取組を継続・推進します。あわせて、中学校区を中心に運動の推進を図り、家庭・学校園所の連携を強化して、子どもたちの健やかな成長に努めます。

② 学校体育の充実

児童生徒の体力向上を目的として、個々の課題に応じた目標設定や、振り返り学習等を学習の過程に取り入れて体育科授業の充実を図ります。また、体力アップサポーター派遣事業等の活用促進により、教育活動における取組を充実させます。

③ 学校における「食育※」の推進

年度ごとに「食に関する指導の全体計画」を見直し、学校教育における食育の推進を図ります。あわせて、学校給食センターや栄養教諭の専門性も活かし、各校巡回による直接の指導や「学校給食だより」を通して食への関心を高めます。

※ 食育

「食育基本法」によると、「生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされている。とりわけ、子どもたちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	3.1割が県平均以上	7割が県平均以上



新学校給食センター（令和7年8月竣工）



学校給食センター「児童施設見学」

実践目標 7 特別支援教育の充実

① 支援・指導体制の充実

一人一人の障がいや特性に応じた教育的ニーズを踏まえ、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等を活用するとともに、特別支援教育指導補助員の配置を進め、医療・福祉等の関係機関と連携して、より専門的で適切な支援体制の構築を推進します。

② 就学指導・進路指導の充実

「赤穂市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き」に基づき、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等の確実な引継ぎを通して、校種間での継続的な支援体制と情報共有による連携を維持し、さらなる就学指導・進路指導の充実に努めます。

③ 自立と積極的な社会参加への支援

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域社会で自立し、積極的に社会参加できるよう、県立赤穂特別支援学校をはじめ、医療・福祉等の関係機関と情報を共有し、適切な支援を行います。

④ 相談体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に、学校内での情報共有をさらに強化するとともに、医療・福祉等の関係機関や地域社会と緊密に連携し、相談体制の一層の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合	%	—	84.3	90.0

実践目標 8 学校運営協議会*等による地域協働の充実

① 学校園・地域の協働文化の構築

学校運営協議会を中心に地域と連携し、引き続き子どもの学びと成長を支援します。あわせて、学校園と地域が協働して行う地域資源を活かした教育活動への取組を支援することで、より安心・安全で開かれた教育課程の実現を目指します。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

② 地域参画による教育活動の充実

学校運営協議会の機能を子どもたちの健やかな学びを支える組織として活用し、「地域とともにある学校づくり」を目指します。学校と家庭、地域が一体となった教育活動を推進し、その充実に努めます。

③ 地域人材の積極的な活用の推進

地域人材を活用した授業展開や、地域ぐるみで子どもを育てる学校と地域の連携を支援し、「ふるさと意識を醸成する教育」を継続して実施します。

④ 大学等との連携の充実

関西福祉大学教員による市内小中学校教職員への研修や講義、市内小中学校への教育実習生やボランティア学生の受入れ等を通じた連携強化により、市内小中学校と大学が相互の教育資源を活用できる体制を構築し、児童生徒への教育活動の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
地域人材を活用した取組数	回	3	7	7

実践目標9 学校施設の整備

① 社会情勢の変化に対応した施設整備

学校施設の照明器具のLED化等脱炭素を意識した施設整備を推進します。

② 長寿命化の視点にたった整備

学校施設の長寿命化方針を示した個別施設計画に基づき、施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、児童生徒が過ごしやすい安心・安全な環境づくりを推進します。

③ 予防保全による計画的な整備

建物劣化や破損などによる事案が発生してから保全を行う「事後保全」による改修から、長期的視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を推進します。

実践目標10 情報教育環境の向上

① 学校ICT環境の整備と活用

第2期GIGAスクール構想※を実現するため、1人に1台配布しているタブレット端末等のICT機器が安心・安全・快適に活用できるようICT環境の整備を更に進めるとともに、ICTを有効活用した学習活動の工夫・改善を推進します。

※ GIGAスクール構想：P6の注釈参照

基本施策 2 未来を拓く青少年の若い力を育てる

施策の取組

実践目標 1 青少年健全育成の推進

① 青少年の好ましい環境づくりの構築

青少年が健やかに育つ環境を地域全体で構築するため、各中学校区での地域サポートチーム会議を継続的に開催し、支援が必要な児童生徒や家庭への具体的な支援策を協議するとともに、福祉や医療等の関係機関との連携を強化していきます。

② 地域ふれあい活動の推進

地区ふるさとまつりや三世代交流事業、地域美化清掃活動など、青少年が参加する地域行事やボランティア活動を推進します。

③ 地域社会と協働した事業の推進

民生委員児童委員や主任児童委員、青少年育成推進委員をはじめとする地域社会の関係者と協働して青少年の健全育成に取り組むとともに、巡回補導活動や「ながら見守り」、各地区におけるあいさつ運動への協力を進めます。

実践目標 2 家庭教育の充実

① PTA活動への支援

PTA活動を地域とともに支援し、家庭教育学級等を通して、家庭の教育力の向上を図ります。

② 学校園・地域の協働文化の構築（再掲）

学校運営協議会を中心に地域と連携し、引き続き子どもの学びと成長を支援します。あわせて、学校園と地域が協働して行う地域資源を活かした教育活動への取組を支援することで、より安心・安全で開かれた教育課程の実現を目指します。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

実践目標 3 指導相談活動の充実

① 指導・相談活動の充実

不登校やいじめ問題等、児童生徒の心のケアや課題解決を支援するため、スクールカウンセラーと教員の連携を図り、安心して学校生活を送れるようにサポートします。また、保護者や教職員への相談体制を整備し、学校全体の相談機能の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「いじめ」を否定する児童生徒の割合	%	—	97.3	100

実践目標4 教育と福祉の連携充実

① スクールソーシャルワーカーとの協働による相談体制の充実

児童生徒に対する身体的虐待やネグレクト等、学校だけでは解決困難な課題に対して、学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化し、総合的な課題解決の調整役としてスクールソーシャルワーカーを活用します。また、児童生徒や保護者が困難に直面した際、迅速に相談できるよう、各学校でスクールソーシャルワーカーの相談支援体制の周知啓発を進めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合（再掲）	%	—	84.3	90.0

実践目標5 学ぶ機会の保障

① 教育関係施設との連携

関西福祉大学等市内の教育関係施設と連携し、市民に対して福祉やボランティアに関する学習の場が効果的に提供されるよう取組を進めます。

② キャリア教育[※]の充実

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア・パスポート[※]の一層の活用や「トライやる・ウィーク」等の体験学習を通じて、子どもたちが夢や目標を持ち、具体的な計画を立てて実現に向けて進む力（キャリアプランニング能力）を育みます。

※ キャリア教育：P23の注釈参照

※ キャリア・パスポート

小学校から高校までの12年間を通じて作成され、児童生徒がキャリア教育における学習経験や活動の記録を蓄積し、自身の学びの軌跡と成長を振り返ることができる資料のこと。

重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

基本施策 1 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

施策の取組

実践目標 1 子育て支援の充実

① 子育て学習活動の充実

子育ての負担感の緩和や親の仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場の提供や子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場の提供により、子育て中の親を支援し、自主的・主体的に生きる子どもの育成に努めます。

② 放課後児童の健全な育成の取組

保護者が放課後に就労等により家庭にいない児童が健やかに成長できるように適切な遊びや生活の場を提供するアフタースクールや、地域の方々の協力を得て子どもたちが学習や交流活動を行い安全で安心して過ごせる場を提供する放課後子ども教室等を実施し、安全な居場所の確保と児童の健全な育成に取り組めます。

③ 学校給食費の負担軽減の取組

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」施策に加え、幼稚園、小・中学校を対象とした本市独自の無償化事業を推進し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
アフタースクール登録児童数	人	486	537	568



子育て学習センター
「親子で楽しくリトミック」

実践目標 2 生涯学習の推進

① 生涯学習機会の充実

子どもから高齢者まで人生 100 年時代[※]に対応した市民の学習ニーズや地域の実情に応じた公民館講座を開設するなど様々な学習機会を提供します。

※ 人生100年時代：P 7 の注釈参照

② 市民の自主的な学習活動の支援

地域住民が学習活動を行う団体を公民館登録サークルとして認定し、活力ある地域コミュニティの形成に繋がります。

③ 総合的な生涯学習推進体制の整備

市民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するために、多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制を整備します。

④ 公民館登録サークルへの参加呼びかけ

公民館登録サークルの担い手が高齢化していることから、公民館登録サークルの活動内容等の情報発信を行い、市民の幅広い世代に参加を呼びかけます。

⑤ 生涯学習施設の計画的改修

経年劣化が進む公民館が多い中で、住民が安心・安全に利用できるよう、社会情勢の変化に対応しながら設備の見直しを進めることにより、施設の長寿命化を図ります。

⑥ 部活動地域展開

令和 6 年 12 月の部活動地域移行協議会において、令和 8 年度内に全ての中学校部活動を地域に展開することとしました。今後は、生徒のニーズに応じた活動の提供、受入団体や指導員確保等の課題の解消・減少に向けて、地域・学校・行政が連携し、地域展開を通じた地域の活性化を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和 6 年度	令和12年度 (目標値)
公民館登録サークル利用者数	人	41,265	33,151	43,000
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数	団体	—	22	45

実践目標3 図書館サービスの充実

① 計画的な図書整備

個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書の整備・充実を図ります。

② 図書館情報の発信

市民の読書活動支援・促進のため、新着図書案内の発行や、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信に努めます。

③ 図書館サービスの充実

館内図書の貸出・閲覧だけでなく、市民のニーズに合った講座や教室を実施するとともに、東備西播定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏域内の図書館との連携事業や、県内外の図書館との相互貸借の推進など、サービスの充実を図ります。

④ 図書館活動の充実

図書館ボランティアの登録・育成に努めるとともに、図書館を利用する活動団体の育成・支援を行い、生涯学習機会の充実・創出を図ります。また、学校園所や地域との連携を図りながら、子どもの読書活動をより一層推進します。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
図書館における活動団体数	団体	60	65	75



図書館「歴史と文学の講座」

実践目標 4 各種スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の整備

市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、楽しく安全にスポーツに親しむことのできる環境を確保するため、市民のニーズに合わせて、地区体育館や学校開放施設等、スポーツ施設における備品整備の充実を図ります。

② 運動施設の利用促進

一人でも多くの市民が、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の機会を充実させるため、東備西播定住自立圏域内の公共施設等の情報を提供するとともに、相互利用など広域的な運動施設の利用促進を図ります。

③ 運動施設の計画的な維持補修・更新

経年劣化が進んでいるスポーツ施設については、長寿命化の方針を示した個別施設計画に基づき、施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、安全性と利便性の向上に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,228	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	16,765	8,182	11,000

実践目標 5 スポーツ活動の推進

① 生涯スポーツの促進

市民がそれぞれの目的・年齢・体力に応じてスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進を図ります。

② 観光施策との連携

魅力と活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂を全国に発信するために、観光施策と連携したスポーツイベントの開催、また姉妹都市、義士親善友好都市との交流大会の充実を図ります。

③ スポーツ団体の育成・強化

身体能力や技術力の向上を目的として、市体育協会などが従来から推進してきた競技大会やスポーツ教室を促進するとともに、市体育協会と小学校・中学校・高等学校・大学等との連携による指導体制の充実を図ります。

④ スポーツ指導者の充実

競技力の向上を目指す市民のために、市体育協会や小学校・中学校・高等学校・大学等と連携

して経験豊かな指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

⑤ 部活動地域展開(再掲)

令和6年12月の部活動地域移行協議会において、令和8年度内に全ての中学校部活動を地域に展開することとしました。今後は、生徒のニーズに応じた活動の提供、受入団体や指導員確保等の課題の解消・減少に向けて、地域・学校・行政が連携し、地域展開を通じた地域の活性化を図ります。

⑥ 地域と連携した行事等の開催

地域の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂トレックウォーク」や、西播磨県民局による「西播磨山城復活プロジェクト」と連携したイベントを開催し、健康づくりとともに、地域の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあいながら、楽しむことのできるイベントを推進します。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
スポーツ少年団登録者数	人	724	578	750
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数(再掲)	団体	—	22	45
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等参加者数	人	0 (H30実績36)	89	100



市民総合体育館「市民総合体育祭(幼児体操演技)」

基本施策2 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

施策の取組

実践目標1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備

① 歴史資源の保全整備

国指定史跡赤穂城跡をはじめ、市内各地区の歴史的な特徴を形成している歴史資源の保全整備を推進し、本市の豊かな歴史文化の魅力を向上させることによって、市民が歴史や文化に親しめる環境づくりや、観光振興にも積極的に活用できるよう取組を進めます。

② 各種文化財の調査研究

二つの日本遺産^{*}をはじめ、本市の多様で豊かな歴史文化遺産を顕彰するため、様々な文化財の掘り起こしと調査研究を推進し、調査成果を記録として刊行するとともに、資料のデジタル化を推進し積極的な公開と観光振興などに活用を図ります。また、重要なものについては指定文化財等に指定し、その保存と顕彰に努めます。

※ 日本遺産：P10の注釈参照

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	74.1	84.9	100
文化財の顕彰・記録の調査報告書通巻号数	号数	93	103	115
市指定文化財 [*] の指定件数	件数	53	54	65

※ 市指定文化財

本市の区域に存する文化財のうち、本市にとって重要なものを市指定文化財に指定したもの。市指定文化財は、あらかじめ本市文化財保護審議会に諮問し、調査審議結果の答申に基づき指定される。

実践目標2 積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進

① 歴史文化資料の作成・公開・活用の充実

『図説赤穂市史』や『赤穂市史史料集』など、市の歴史文化に関する書籍や資料を作成し、普及啓発に努めます。

② 文化財保存・公開施設の充実

市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史文化に親しめる環境づくりを推進します。このためにも、施設の適正な維持管理と充実を図るとともに、企画展示や体験教室等を開催するなど、積極的に市民が歴史文化に触れる機会を提供します。

③ 歴史・伝統文化の継承と普及

人々の生活に根づいてきた生活文化・習俗・祭礼・民俗芸能・生産技術などの地域の伝統文化は、地域の貴重な歴史文化遺産であるだけでなく、地域の活性化・世代間交流・まちづくりなど、地域のコミュニティの維持形成にも重要な役割を果たすことが期待されています。このため、伝統文化の調査と記録を充実するとともに、次世代への継承を支援します。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
文化財公開施設*の入館(園)者数(6ヵ所)	人	78,850	71,661	78,400
講師等の派遣回数(年間)	回	29	33	40

※ 文化財公開施設(6ヵ所)

赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館。

実践目標3 文化施設と文化芸術活動の充実

① 文化施設の適切な維持管理

文化交流、発信の拠点施設である文化会館など各文化施設については、経年劣化が進んでいるため、計画的に整備を行い、長寿命化を図っていきます。また利用者に快適に施設を利用してもらえるよう、適切に修繕を実施するなど安心・安全な環境づくりに努めます。

② 文化芸術にふれる機会の充実

多種多様な方々が鑑賞したいと思う事業、市民文化の向上と芸術家育成のための事業などを実施するとともに、広く情報発信し、市民が多様な文化芸術に触れ、親しむ機会を充実します。また市民の文化芸術活動の機会を創出し、市民文化意識の向上を図ります。

③ 市民の文化活動の支援・育成

芸術文化の担い手の育成支援や奨励金等による活動の支援、自主的に文化芸術活動を行う団体が活動を発表できる場と機会を設けるなど、市民の文化活動の振興と奨励を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
市民一人当たりの文化会館利用回数	回	2.0	1.5	2.4

実践目標 4 特色ある文化活動の推進

① 歴史講座の開催と資料等の収集・展示

本市の歴史遺産や文化遺産に関する講座を開催し、郷土愛を深めるとともに、本市ゆかりの関係資料を収集・展示し情報発信の継続に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
歴史講座等の実施回数	回	2	2	2



旧坂越浦会所



文化会館「赤穂市民文化祭」

参 考 資 料

- 1 用語解説
- 2 目標指標一覧
- 3 赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱
- 4 赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿
- 5 計画改定の経過

1 用語解説

【あ行】

I o T	Internet of Things の略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術のこと。
I C T	Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。
生きる力	予測が難しい現代社会を生き抜くために子どもたちに身につけさせたい、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素を総合した力のこと。
ウェルビーイング	心身が健康で、個人の幸せと社会の幸せを調和させ、主体的な学びや多様な他者との協働を通じて自ら創り出す、生涯続く充足した状態。
A I	Artificial Intelligence の略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。
S N S	ソーシャルネットワークワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトにおける会員制サービス。
S D G s (エス・ディ・ジー・ズ)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと169 のターゲットから構成されている。
O E C D平均	経済協力開発機構 (OECD) に加盟している各国の数値を平均した値のことで、主に、加盟国間の経済状況、教育水準、社会指標などを比較する際に用いられる。

【か行】

カリキュラム・マネジメント	「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。
学校運営協議会	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目的とする。
キャリア教育	社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと。
キャリア・パスポート	小学校から高校までの12年間を通じて作成され、児童生徒がキャリア教育における学習経験や活動の記録を蓄積し、自身の学びの軌跡と成長を振り返ることができる資料のこと。
G I G Aスクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育における児童生徒一人一人に端末を配備し、高速大容量の通信ネットワークと一体的に整備する国の構想。これにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正かつ個別最適化された学びを全国の学校現場で継続的に実現することを目指している。
グローバル化	国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを超えて地球規模で統合・一体化が進むこと。
子ども赤穂義士検定	各学校における義士教育を通して赤穂義士への知識・理解を深めるとともに、興味・関心を高め、ふるさと赤穂に対して愛着と誇りを持つ児童の育成を目指して、小学校6年生を対象に実施している検定のこと。

【さ行】

市指定文化財	本市の区域に存する文化財のうち、本市にとって重要なものを市指定文化財に指定したもの。市指定文化財は、あらかじめ本市文化財保護審議会に諮問し、調査審議結果の答申に基づき指定される。
生涯学習	教育基本法第3条で、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。

食育	「食育基本法」によると、「生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。とりわけ、子どもたちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。
情報モラル	情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報のあり方についての基本的なマナーや道徳。
人生 100 年時代	日本は長寿大国であり、寿命が 100 年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100 年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

【た行】

確かな学力	知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など。
超スマート社会 (Society5.0)	狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

【な行】

2030 総合計画の 4 つの柱	社会潮流や市民の皆様の意識を踏まえ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力未来に引き継ぐための基本的な方向性を『安心』・『快適』・『元気』・『人』の 4 つの柱として設定している。 『安心』 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり 『快適』 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり 『元気』 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり 『人』 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり
日本遺産	文化庁により認定された、地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。本市では、平成 30 年 5 月に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、令和元年 5 月に認定された『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂の二つが日本遺産に認定されている。

【は行】

非認知能力	学力や IQ テストのように数値で測ることが難しい、意欲や協調性、自制心、やり抜く力、自己肯定感といった人間が社会で生きていく上で不可欠なスキルの総称。
ビッグデータ	様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。
プログラミング教育	プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと。
プログラミング的思考	自分が意図する一連の行動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば意図した活動に近づくかということを論理的に考えていく力のひとつ。
文化財公開施設 (6 ヶ所)	赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館。
保育所保育指針	保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について厚生労働省が示したもの。

【や行】

幼稚園教育要領	幼稚園が従うべき幼稚園教育の基本や保育内容に関する基準について、文部科学省が示したもの。
---------	--

2 目標指標一覧

基本施策ごとに主な評価項目を設定し、目標達成に向けて取組を実施していきます。なお、目標値については、計画期間の最終年度（令和12年度）を記載しています。

重点目標1 次世代を担う人材を育てる教育の推進

基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
幼児教育・保育研修の実施回数	回	53	89	90
公立・私立就学前教育・保育施設合同研修の実施回数	回	2	2	5
子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	%	—	96.7	100
保育所待機児童の人数（4月1日現在）	人	8	0	0
保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス参加人数	人	13	30	30
明日も学校に行きたいと思える児童生徒の割合	%	—	85.5	90.0
小中学校教員相互の交流授業の実施回数	回	45	45	45
地域や社会に貢献したいと考える児童生徒の割合	%	—	82.4	90.0
子ども赤穂義士検定の合格率	%	97.7	99.0	100
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	3.1割が県平均以上	7割が県平均以上
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合	%	—	84.3	90.0
地域人材を活用した取組数	回	3	7	7

基本施策2 未来を拓く青少年の若い力を育てる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「いじめ」を否定する児童生徒の割合	%	—	97.3	100
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合（再掲）	%	—	84.3	90.0

重点目標2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

基本施策1 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
アフタースクール登録児童数	人	486	537	568
公民館登録サークル利用者数	人	41,265	33,151	43,000
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数	団体	—	22	45
図書館における活動団体数	団体	60	65	75
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,228	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	16,765	8,182	11,000
スポーツ少年団登録者数	人	724	578	750
中学校部活動地域展開の認定地域クラブ活動団体数（再掲）	団体	—	22	45
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等参加者数	人	0（H30実績36）	89	100

基本施策2 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	74.1	84.9	100
文化財の顕彰・記録の調査報告書通巻号数	号数	93	103	115
市指定文化財の指定件数	件数	53	54	65
文化財公開施設の入館(園)者数(6ヵ所)	人	78,850	71,661	78,400
講師等の派遣回数(年間)	回	29	33	40
市民一人当たりの文化会館利用回数	回	2.0	1.5	2.4
歴史講座等の実施回数	回	2	2	2

3 赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 赤穂市教育振興基本計画の取り組み状況及び達成度を検証し、社会潮流や事業の進捗状況等を勘案したうえでその見直し作業を行うため、赤穂市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、教育振興基本計画見直しのための基本的事項及び計画案について意見を述べるなど、見直し計画策定に向けた実務的な作業を行うにあたり、必要な検討を行う。

(委員)

第3条 委員は12名以内とし、学識経験者、保護者、市民、社会教育関係者、教職員などで構成する。

2 委員の任期は、委嘱をした日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(事務)

第6条 検討委員会の事務は、教育委員会総務課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項及び特別な事態が生じた場合は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

4 赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(順不同)

区 分	職 名 等	氏 名	備 考
教職員等	赤穂保育所長	有 吉 貴 美	代表所長
	尾崎幼稚園長	前 家 美 佳	代表園長
	城西小学校長	北 里 浩 士	代表校長
	赤穂西中学校長	猪 谷 和 寛	代表校長
保護者	保育所保護者代表	大 手 里 奈	保護者代表
	幼稚園保護者代表	田 村 尚 三	P T A連合会監事
	小学校保護者代表	佐 用 大 輔	P T A連合会副会長
	中学校保護者代表	柳 原 隆	P T A連合会副会長
社会教育関係者	赤穂市社会教育委員会委員長	児 嶋 佳 文	社会福祉協議会理事長
学識経験者	関西福祉大学	新 川 靖	教育学部長
公募市民	公募委員	横 田 理 恵	
	公募委員	元 岡 明	

5 計画改定の経過

年月日	項目	内容等
R7. 10. 2	第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任について ・教育振興基本計画検討委員会運営要領の制定について ・見直し基本方針及び中間検証の結果について
R7. 10. 31	第10回赤穂市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し基本方針及び中間検証の結果について
R7. 12. 19	第2回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕(素案)について ・パブリックコメントの実施について
R7. 12. 25	第12回赤穂市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕(素案)について
R8. 2. 2 ～ R8. 3. 2	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する条例に基づくパブリックコメントの実施
R8. 3. 17	第3回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕の策定について
R8. 3. 19	赤穂市臨時教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕の策定について

赤穂教育プラン

(第2期赤穂市教育振興基本計画) [中間改定]

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

令和8年(2026)3月

赤穂市教育委員会総務課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL : 0791-43-6857 FAX : 0791-43-6895

Email kyosoumu@city.ako.lg.jp